第５節　会社更生法第167条１項６号及び７号に規定する事項

会社更生法第167条１項６号及び７号に規定する事項は存しない。

第６節　定款の変更

更生計画認可決定日をもって、【別表14】のとおり変更する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第２２号

東京都港区港南１丁目６番31号

更生会社　アシストテクノロジーズジャパンホールディングス株式会社

１　決定年月日　平成22年５月26日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を満たしている。

４　更生計画の要旨

第１章　定義（略）

第２章　更生計画立案までの経緯（略）

第３章　更生計画案の基本方針

第１節　更生計画案作成の基本方針（以下別表略）

管財人は、前述のとおり、平成21年６月12日に、ＡＴＪ管財人渡邉光誠及び村田機械との間で本件事業譲渡契約を締結し、同年８月６日に更生会社の全資産を更生計画外でムラテックオートメーションに譲渡した。

したがって、本更生計画においては、本件事業譲渡代金を中心とする弁済原資をもって更生債権者等へ弁済すること及び更生会社を清算することを基本方針とする。

第２節　更生債権者等に対する弁済の基本方針

第１　弁済原資

前述のとおり、ムラテックオートメーションに更生会社の全資産を譲渡することにより、更生会社は、最終的に本件事業譲渡代金として約５億7000万円を得ており、これが本更生計画における主たる弁済原資となる。

第２　弁済方法の骨子

１　一括弁済方式

弁済方法の骨子は以下のとおりである。

⑴　確定した更生担保権については、その全額を一括弁済日に弁済する。

⑵　確定した優先的更生債権のうち、租税等の請求権については、徴収権者の同意を得る等して延滞金等の免除を受け、残額を一括弁済日に納付する。

⑶　確定した一般更生債権については、元本等更生債権に3.6％を乗じた額を一括弁済日に弁済する。

２　追加弁済

更生会社の清算に際し、余剰資金(但し、清算費用見積額を除く）が存在する場合、当該余剰資金を、一般更生債権者の元本等更生債権額で按分した額について、清算結了に先立ち、管財人が指定する日において、弁済する。

第３　解散

更生会社は、更生計画認可決定日をもって解散する。

第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済、納付方法

第１節　弁済に関する通則的事項

第１　弁済の日時、場所

１　本更生計画による弁済は、管財人の所属する弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所（東京都千代田区丸の内二丁目２番１号岸本ビル２階)において、午前10時から午後１時までの間に行う。但し、更生債権者等が、管財人に対し、弁済日の２週間前までに書面をもって指定する日本国内に存する金融機関口座への弁済金の振込を求めたときは、これに従う。この場合の振込手数料は更生会社の負担とする。

２　租税等の請求権は、徴収権者の指定する方法により指定する場所で納付を行う。

第２　端数の取扱い

本更生計画に基づく弁済額の計算により更生債権等の弁済額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

第３　更生債権等の放棄、取下げの取扱い

更生債権等の放棄又は取下げがあったときは、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下げ後の金額を確定した更生債権等の額として適用する。

第４　更生債権等の移転の処理

更生計画案提出日以降に、更生債権等の全部又は一部について譲渡又は移転され債権者名義の変更があった場合においても、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の更生債権等の額（但し、更生担保権にあっては確定した更生担保権額、一般更生債権にあっては元本等一般更生債権の額）を基準として適用する。一部移転があった場合、新旧の更生債権者等は、移転後の更生債権等の額に応じて按分して弁済を受け、免除額を負担する。なお、免除額及び弁済額の按分計算の際に１円未満の金額が生じたときは、四捨五入にて新旧債権者に当該免除額又は弁済額を配分する。

第５　利息及び遅延損害金等

本更生計画の定めによる弁済には利息及び損害金を付さない。

第６　弁済日が銀行営業日ではない場合の取扱い

本更生計画に定める弁済日が銀行営業日ではない場合は、その直前の銀行営業日をもって弁済日とする。

第７　外貨建債権の取扱い

外貨建の更生債権等については、いずれも以下に記載する本件更生手続開始決定日の換算レート（仲値である三菱東京ＵＦＪ銀行のＴＴＭ）で円換算した額（なお、小数点以下は切り捨て）の更生債権等として取り扱うとともに、本更生計画における弁済についても円貨で行う。

外貨種類	換算レート
米ドル建債権	１米ドル＝94.85円

第２節　確定した更生債権等に関する権利の変更と弁済、納付方法

第１　更生担保権

１　確定した更生担保権

確定した更生担保権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、その債権者別の詳細は【別表７】「更生担保権弁済計画表」記載のとおりである。

更生担保権者数　４名

更生担保権額　1100万円

２　弁済方法

確定した更生担保権は、一括弁済日に、全額を弁済する。

各債権者への弁済額は、【別表７】「更生担保権弁済計画表」の「弁済額」欄記載のとおりである。

第２　優先的更生債権（租税等の請求権）

１　届出債権

租税等の請求権者数及び租税等の請求権の額の概要は以下のとおりであり、その詳細は【別表８】「優先的更生債権納付計画表（公租公課)」記載のとおりである。

租税等の請求権者総数　１名

租税等の請求権総額　60万1295円及び額未定

（内訳）

本税等　60万1295円

更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定

更生手続開始決定日から１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等　額未定

２　租税等の請求権の権利の変更及び納付方法

⑴　権利の変更

更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があった場合は更生計画認可決定日）まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの間に生じる延滞金等は、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。徴収権者の免除額は、【別表８】「優先的更生債権納付計画表（公租公課)」の「債権免除額」欄記載のとおりである。

更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までに生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。